

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

キャリアアップ助成金



キャリアアップ助成金とは、企業内において、非正規雇用労働者のキャリアアップなどを促進するための取り組みを実施する事業主に対して助成する制度です。平成28年4月1日より「正社員化コース」、「人材育成コース」、「処遇改善コース」、計3つのコースに改正されました。

今回はこの3つのコースの中から非正規雇用労働者を正規雇用化した場合に助成される「正社員化コースの一部（有期雇用から正規雇用、有期雇用から無期雇用、無期雇用から正規雇用へに転換）」についてご紹介します。

- Q1 助成金の対象となる事業主は？**
- A1 以下、「事業主」「労働者」の両方の要件をすべて満たした場合に助成金の対象になります。
- 【事業主の要件】**
1. 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 2. 就業規則等に非正規雇用労働者の雇用形態を転換する制度を規定している事業主であること。
 3. 雇用形態転換前の基本給より5%以上昇給させた事業主であること（有期雇用から無期雇用へに転換した場合に限りません）。
 4. 雇用形態転換日前後の一定期間の間に労働者の解雇がなく、離職者の割合が一定以下である事業主。
 5. 雇用形態を転換した日以降、当該者を雇用保険被保険者、社会保険被保険者として適用させている事業主であること（適用要件を満たす場合に限りません）。
- 【労働者の要件】**
1. 事業主に雇用される期間が通算で6カ月以上あり、雇用形態転換後6カ月動めた労働者であること。
 2. 正規雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等ではないこと。
 3. 雇用形態転換日の過去3年に当該事業主の事務所において正規雇用労働者として雇用されていないこと。
 4. 当該労働者が事業主または取締役の3親等以内の親族ではないこと。
 5. 雇用形態転換日の前後一定期間において、親会社または子会社の事業主に雇用されていないこと。
- 他にも細かい要件がありますので、取り進む前にご相談ください。

- Q2 助成金の支給額は？**
- A2 「図表1」の通りとなります。
- 図表1**
- | | | |
|----------|---|------------------|
| ① 有期 | ↓ | 正規：1人当たり60万円 |
| ② 有期 | ↓ | 無期：1人当たり30万円 |
| ③ 無期 | ↓ | 正規：1人当たり30万円 |
| ④ 有期 | ↓ | 多様な正社員：1人当たり40万円 |
| ⑤ 無期 | ↓ | 多様な正社員：1人当たり10万円 |
| ⑥ 多様な正社員 | ↓ | 正規：1人当たり20万円 |
- ※①～⑥合わせて1年度1事業所当たり15人まで
- Q3 手続きの流れは？**
- A3 「図表2」の通りとなります。
- 図表2**
- | | | | | | |
|------|--------------------|-------------------|----------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 支給決定 | 転換後6カ月分の賃金を支給・支給申請 | 正規雇用等への転換・直接雇用の実施 | 転換・直接雇用に際し、就業規則等の転換制度に規定した試験等を実施 | 就業規則、労働協約またはこれに準ずるものに転換制度を規定 | キャリアアップ計画の作成・提出 |
- Q4 書類作成のポイントは何？**
- A4 キャリアアップ計画については、非正規雇用労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、3年以上5年以内のおおまかな取り組みの流れを記載することになります。どの労働者を対象にするか、労働者の代表者から

【回答】
当所窓口専門家
司法書士遊佐総合法律事務所（青葉区上杉）
司法書士
社会保険労務士
行政書士
遊佐 慎一郎氏

目標等の意見を聞いた上で作成してください。

支給申請書に添付する書類としては就業規則や雇用契約書、賃金台帳、出勤簿が挙げられます。就業規則は、現在既に届け出済みの事業主であれば、非正規雇用労働者を正規雇用等労働者へ転換する条項として「転換の手続き」、「要件」、「実施時期」の3つの要件を定め、就業規則の変更をする必要があります。

Q5 活用のメリットは何？

A5 有期雇用労働者を雇用したが、働きぶりが良く正規雇用労働者として転換したい人材がいる事業主や、外部から新たに正規雇用労働者を雇い入れるよりも現在の非正規雇用労働者の待遇を改善したい事業主は、活用次第で非正規雇用から正規雇用への道筋が定められ、モチベーションアップに繋がり、ひいては優秀な人材確保に繋がることとなります。

また、改正労働契約法により有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申し込みににより、無期労働契約に転換させる旨の規定が施行されています。改正労働契約法を踏まえた上で、有期雇用労働者の転換に対しても一定の要件を満たした場合には、助成金の対象となります。